

横浜市消費生活総合センター
指定管理者応募要項

平成 22 年 7 月

横浜市経済観光局

市民経済労働部消費経済課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	応募の概要	1
(1)	対象施設	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の応募及び選定	2
(4)	問合せ先	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	センターの概要	2
(1)	施設の設置目的	2
(2)	目的達成の手段	2
(3)	指定管理者が行う業務の範囲	2
(4)	相談員の資格要件及び経費等（実施事業を支える体制）	3
(5)	リスク分担	4
(6)	業務実施上の留意事項	5
5	応募及び選定に関する事項	8
(1)	応募スケジュール	8
(2)	応募手続きについて	8
(3)	審査・選定の手続きについて	9
(4)	応募手続きについて	10
(5)	応募条件等について	11
6	協定及び準備に関する事項	13
(1)	協定の締結	13
(2)	協定の主な内容	13
(3)	準備業務	13
(4)	指定候補者の取消等	13
(5)	指定取消及び管理業務の停止	14
	【提案内容の評価項目】	15

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、この制度に基づき平成 23 年 4 月から横浜市消費生活総合センターの管理運営を行う指定管理者を選定するための応募要項を定めます。

なお、今回の募集は、当該公の施設が『横浜市指定管理者制度運用ガイドライン』に定める「非公募による選定の要件」③に該当するため、公募によらず、現在の指定管理者のみを応募の対象とします。

【参考：根拠法令等】

- * 地方自治法第 244 条の 2（第 1 項及び第 2 項 省略）
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
（以下省略）
- * 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）非公募の要件
 - ③ 極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合

2 応募の概要

(1) 対象施設

横浜市消費生活総合センター（以下、随時「センター」と略します。）

ア 所在地

横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
ゆめおおおかオフィスタワー 4 階、5 階

イ 施設規模

鉄骨、鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 26 階建ての 4 階、5 階部分の各一部を専有（区分所有）

ウ 施設面積

専有延床面積 925.86 m²

エ 施設内容

相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3 室）他

(2) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

(3) 指定管理者の応募及び選定（「5 応募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の応募及び選定は、「センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき、現指定管理者のみを対象とした募集を行います。

その後、「センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置された「センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づき、応募者がセンターの設置目的を効果的に達成することができると認められるものであるかを審査します。

経済観光局長は選定委員会の審査結果に基づき、指定候補者を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定候補者選定後、経済観光局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-12（関内駅前第一ビル 4階）

経済観光局市民経済労働部消費経済課 消費生活係指定管理者選定担当

電話 045 (671) 4140 Fax 045 (664) 9533

E-mail ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

センター条例第2条に規定する事業の実施に関すること

（詳細は、以下を参照してください）

4 センターの概要

(1) 施設の設置目的

センターは、「消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するため」に設置される施設です。（センター条例第1条）

(2) 目的達成の手段

前（1）の目的を達成するために、以下のことを実施します。

- ア 消費生活の啓発に関すること
- イ 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関すること
- ウ 商品テストその他商品の実習に関すること
- エ 消費生活に関する資料の展示等に関すること
- オ 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること
- カ その他の事業に関すること
- キ 消費生活に関連した自主事業に関すること

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務内容は次のとおりです（詳細は「業務の基準」を参照）。

ア 事業に関する業務

前（2）に定める各事業に関する業務

イ 施設の運営に関する業務

(ア) 各施設の運営方針に基づく運営

(イ) 施設利用者のための円滑な利用の促進とサービスの提供

ウ 施設の管理に関する業務

- (ア) 保守管理業務
- (イ) 環境維持管理業務

エ その他の業務

- (ア) 事業計画書の作成
- (イ) 事業報告書の作成
- (ウ) 横浜市等関係機関との連絡調整
- (エ) モニタリング及び自己評価の実施
- (オ) 指定期間終了にあたっての引継業務
- (カ) その他日常的業務の調整
- (キ) 市が実施する業務への協力

(4) 相談員の資格要件及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 相談員の資格要件

センターの指定管理業務に従事する相談員については、次の資格要件を満たすものとします。

- (ア) 独立行政法人国民生活センターが認定する消費生活専門相談員
- (イ) 独立行政法人国民生活センターが行う消費生活相談員養成講座修了者
- (ウ) 財団法人日本消費者協会が行う消費生活コンサルタント養成講座修了者
- (エ) 財団法人日本産業協会が認定する消費生活アドバイザー

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この応募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

また、消費者行政活性化事業費補助金（神奈川県補助金）を原資としたセンター機能強化事業の実施については、あらかじめ横浜市と指定管理者の間で協議のうえ、別途協定を締結することとします。

【参考】平成22年度の指定管理料（予算額） 163,309千円
（センター機能強化事業を除く）

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり40万円、年間合計50万円の範囲内で指定管理者が負担し、年間50万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応することを原則とします。

エ 施設運営収入について

センターは利用料金制度を導入しており、指定管理者は、利用者が支払う施設の利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金については、センター条例に規定する範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めます。

また、自主事業等にかかる利用者負担となる参加料等を参加者から適正な価格を考慮した上で徴収することができます。

これらの収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	

管理運営 の中断・中 止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		40万円	
利用者等 への損害 賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第 三者等に帰責事由があるもの			○
応募要項 等	応募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市消費生活総合センター条例（昭和 49 年 6 月条例第 39 号）
- (エ) 横浜市消費生活総合センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月規則第 82 号）
- (オ) 横浜市消費生活総合センター運営要綱
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (ケ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (コ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (サ) 消費者基本法
- (シ) 消費者安全法、消費者安全法施行令

＜その他市等の計画・施策等＞

- (ア) 横浜市中期計画（平成 18～22 年度）、新たな中期的計画（平成 23 年度～）
- (イ) 横浜市経済観光局運営方針
- (ウ) 消費者基本計画（平成 22 年 3 月）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターに関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき、経済観光局長が設置する、外部委員で構成される「センター指定管理者評価委員会」による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審時期等については、別途定めます。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り作成された指定管理者が有する「情報公開規程」に基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

なお、指定管理者が「情報公開規程」を有していない場合には、市が別途示す「標準規程」に準拠して、「情報公開規程」を作成するものとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は1億円以上とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 環境への配慮

「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」による温室効果ガスの削減や「横浜G30プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(キ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ケ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、総務局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(コ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が平成 21 年度に策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(サ) 災害等発生時の対応

センターは、現段階では本市防災計画（震災編）に業務継続型の「消費者相談窓口」としての位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めています。

(シ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行っている施設は、毎年、指定管理者が横浜市へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と指定管理者との間で協議を行なうこととします。

5 応募及び選定に関する事項

(1) 応募スケジュール

ア 応募のお知らせ及び応募要項の送付	7月16日（金）発送
イ 応募要項等に関する質問受付	7月22日（木）～7月23日（金）
ウ 応募要項等に関する質問回答	7月27日（火）頃（予定）
エ 応募書類の受付期間	8月19日（木）～20日（金）
オ 審査・選定（面接審査実施）	9月上旬（日程は別途お知らせします。）
カ 選定結果の通知・公表	9月下旬
キ 仮協定の締結	11月下旬予定
ク 指定管理者の指定	12月下旬予定
ケ 指定管理者との協定締結	平成23年3月下旬締結（予定）

(2) 応募手続きについて

ア 応募のお知らせ及び応募要項の送付

指定管理者の応募について、横浜市から郵送等によりお知らせするとともに、横浜市経済観光局のホームページに掲載します。

URL : <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/siteikanri/syouhi-sitei.html>

イ 応募要項に関する質問受付

応募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成 22 年 7 月 22 日（木）午前 9 時から 7 月 23 日（金）午後 5 時まで

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」（別紙 2）を横浜市経済観光局市民経済労働部消費経済課消費生活係指定管理者選定担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

ウ 応募要項に関する質問回答

回答方法：平成 22 年 7 月 27 日（火）（予定）に、E-Mail により回答します。

エ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5（5）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 22 年 8 月 19 日（木）午前 9 時から平成 22 年 8 月 20 日（金）午後 5 時まで

(ウ) 受付方法：横浜市経済観光局市民経済労働部消費経済課消費生活係指定管理者選定担当（関内駅前第一ビル 4 階）まで、御持参ください。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市経済観光局長が指定候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。面接審査について、応募者に後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市経済観光局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市経済観光局長が指定の通知を行うことにより、センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会（敬称略、五十音順、◎は委員長）

氏 名	備 考
小菅 光良	社団法人 横浜市工業会連合会顧問
齋藤 昌照	税理士
高井 佳江子	弁護士
◎西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
服部 孝子	横浜市消費者団体連絡会前事務局長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

審査における評価項目と配点は次のとおりです（細目は後述提案内容の評価項目のとおり）。

評 価 項 目	配 点
1 団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第1期指定管理の実績	20点
2 職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点
3 センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容 (2) 事業の具体的な提案	50点
4 施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理への提案 (2) 個人情報保護・情報公開への取組	10点
5 収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点
合 計	100点

なお、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されません。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市経済観光局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/siteikanri/syouhi-sitei.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成22年12月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを2部提出してください。なお、写しの書類のうち1部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください（クリップ留めにした写し1部はインデックスは付さないでください）。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

- ア 指定申請書（第1号様式）（センター条例施行規則 別記様式）
 - イ 質問書（様式2）
 - ウ 事業計画書、提案書（様式3）
 - エ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式4）
 - オ 団体の概要（様式5）
 - カ 申請団体役員名簿（様式6）
※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
 - キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
 - ク 寄附行為
 - ケ 法人の登記事項証明書
 - コ 平成22年度の収支予算書及び事業計画書並びに平成21年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
 - サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等
 - シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近5か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書になります。）
 - ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
 - セ 直近2か年の事業年度の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）
 - ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
 - タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

（5）応募条件等について

ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- （ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している場合
 - （イ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である場合
 - （ウ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである場合
 - （エ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている場合
 - （オ）選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与している場合
 - （カ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、

横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

イ 応募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本応募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

エ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

オ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

カ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

①ウ～オの禁止事項に該当するなど、応募要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

キ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

ク 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

ケ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式9）」を提出してください。

コ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

サ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する書類の著作権は市に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。なお、基本協定の発効日は平成23年4月1日とします。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者選定後に提示します。

(4) 指定候補者の取消等

横浜市は、指定候補者が横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合は、指定管理者とはなりませんので、予め御了承ください。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者応募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

【提案内容の評価項目】

評 価 項 目	配 点
1 団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第1期指定管理の実績	20点
2 職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点
3 センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容 (2) 事業の具体的な提案	50点
4 施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理への提案 (2) 個人情報保護・情報公開への取組	10点
5 収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点
合 計	100点

1 団体の状況（20点）

- (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況（様式5など）
 - ア 市施策との整合性
 - イ 経営の安定性
- (2) センター運営にあたっての基本方針（様式3-A）

センターが横浜市の消費生活に関する施策上果たす役割を踏まえて、事業及び施設の運営にあたっての基本方針を示してください。

 - ア 運営にあたっての基本方針
 - イ 経営方針（収入確保や効率的な経営方針）
- (3) 第1期指定管理の実績（様式3-B）
 - ア 5年間の指定管理業務における実績・成果
 - イ 平成19年度実施のセンター指定管理者評価委員会による評価結果報告書を受け
ての改善状況

2 職員配置・育成（15点）

- (1) 職員の確保、配置及び育成（様式3-C）

センター業務を円滑に遂行するための職員の確保や育成に対する考え方及び職員配置計画を示してください。配置計画では、職員を職能ごとに類型化し、それぞれの職種ごとに行う業務分掌、必要な資格、経験年数等を示してください。

 - ア 人材育成方針
 - イ 専門性の確保

3 センター事業に関する提案（50点）

センターの事業について、具体的な事業の概要と取組み方について示してください。

また、指定期間満了時を見据えた中期的な事業計画を踏まえ、指定期間中の各年度における事業についての具体的な提案を行ってください。

(1) 事業概要、取組内容（様式3-D）

- ア 事業の達成目標及び実施方針
- イ 消費者啓発、消費者活動支援、消費者被害救済のための取組み
- ウ 消費者被害の未然防止、拡大防止に向けた取組み
- エ 施設の機能を活用した事業の展開
- オ 市民利用を促進するための取組み
- カ 利用者ニーズの把握と事業等への反映
- キ 利用者の要望や苦情への対応

(2) 事業の具体的な提案（様式3-E）

- ア 指定期間（平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間）に実施する事業計画
- イ 各年度の具体的な事業計画（指定期間中の事業の連続性や発展性を踏まえた具体的事業）

4 施設の管理・運営（10点）

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案（様式3-F）

- ア 施設及び設備の維持保全・管理方針
- イ 施設運営にかかる提案（開館時間や休館日、利用料金の設定）
- ウ 事業・業務を効率的に実施していくための工夫

(2) 個人情報保護・情報公開への取組（様式3-G）

個人情報保護及び情報公開に関する方針や取組みを示してください。

- ア 個人情報保護に関する方針、取組み
- イ 情報公開に関する方針、取組み

5 収支計画及び指定管理料（5点）（様式4）

(1) 収支計画の適正性

(2) 運営費の効率性